

みらい1分ニュースレター

2009/10/19 第15号

毎週月曜配信

中国版

テーマ

中華人民共和国特許法の改正について

←ポイント

- ✓公布部門： 国務院特許行政部門
- ✓公 布： 2008年12月27日
- ✓施 行： 2009年10月1日
- ✓目 的： ・中国国内産業の創造力を高めると同時に、国内の特許権に対する保護を強める。
・2001年11月に加盟したWTO理事会の要請に対応し、知的財産権に関する施策について国内法レベルで適正に実施する。

【滴水穿石】

特許法が1984年に交付されて以来、今回が3回目の改正となります。特許権侵害への対応を強化したい中国政府の意思を伺うことができます。

改正に伴い、その実施細則及び関連行政法規が修正されます。

みらいコンサルティング(株) 国際部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic
of China

←解 説

◆[今回の特許法改正の特徴]

1) 3種類の特許について、定義の明確化

- ① 発 明…製品自体または製造の方法、又はそれらの改良について出願された新規の技術のうち高度なもの
- ② 実用新案…製品の形や構造、又はそれらの組み合わせについて出願され、実用性を満たす新規の技術
- ③ 意 匠…製品の形や図案、又はそれらの組み合わせ及び色彩と形、図案の組み合わせについてのデザイン

2) 国外特許出願に対する管理の緩和

従来は主管部門の認可を受ける必要があり、外国で特許出願する前に、中国国内で特許出願することが必須でしたが、今回の改正により、**認可から登録の形態へ変更**となり、事前に**特許行政部門による一定の審査**を受けることで、外国出願が可能になりました。

3) 強制許可制度について

特許権が付与された日から3年間、かつ出願日から4年間において、特許権者が正当な理由のないまま、商品化、または使用許諾許可を第三者に付与する等をせず、取得した特許を使用しないとき、または特許権者の行為が法的に独占的行為であると認定された場合は、特許権者の意思に関わらず、当局により、特許権の使用を望む第三者に対して、**その使用する権利を認める(強制許可)**ことになります。

例) 公共の健全な目的のため、特許権を取得した薬品については、国務院特許行政部門がその薬品を製造させ、中国市場での販売を促進させる。

4) 特許権が侵害された場合の対応強化策

特許権の侵害行為に対しては、違法所得の没収に加え、違法所得の4倍の罰金を課し、違法所得がない場合は20万元以下の罰金を科する等、行政罰金が厳格化されました。



みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所

社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇〔大阪支社〕大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

◇〔名古屋事務所〕名古屋市愛知県名古屋市中区栄2丁目11-7 TEL: 052-253-5606

